実施計画(第4次)素案に対するご意見と都の考え方

寄せられたご意見 28人(団体) 73件※重複しているご意見については、1件としています。

番号	ご意見の概要	都の考え方・対応内容
1	計画の策定に当たってについて、「自立支	自立支援システムの実績については、P16
	援システムの実施効果もあり、都内の路上	に記載しているとおり、ホームレスの自立
	等におけるホームレス数は…(中略)…減	支援に一定の効果があります。また、ホー
	少しました」とあるが、自立支援システム	ムレス数の減少は、自立支援システムをは
	の成果とホームレス人数の増減の因果関	じめ、生活困窮者自立支援制度、生活保護
	係は不明であり、少なくとも本計画内では	制度による支援等、総合的な支援によるも
	それを示すデータ及び分析結果がないた	のであると考えています。
	め、この記述は不適当である。因果関係を	今後も、自立支援システムをはじめとした
	示す分析結果を明示するか、あるいは支援	総合的な支援を実施してまいります。
	成果と人数に因果関係があるとする記述	
	を修正すべきである。	
2	「平成 26 年度の 1,768 人から、平成 30 年	本文に記載しているホームレス概数調査の
	1月には1,242人にまで減少しました」と	結果は、一人一人のホームレスが路上生活
	いう記述に、平成28年1月より年2回実	から脱却できるよう支援するための施策の
	施されている都内の市民参加型夜間調査	効果を継続的に把握することを目的とし、
	の数値 (平成 30 年 8 月 : 都内 15 区 7 市で	経年変化を見ているものです。市民団体が
	1,391 人、都内全域推計 2,300 人)を併記	夜間調査を実施していることは、報道等で
	すべきである。	承知しています。
3	「平成 26 年度の 1,768 人から、平成 30 年	P29 に「住居喪失不安定就労者は東京都全体
	1月には1,242人にまで減少しました」と	で一日あたり約 3,000 人と推計」と記載し
	いう記述に、平成 28 年度冬期に東京都が	ています。
	実施した「住居喪失不安定就労者等の実態	
	に関する調査」の結果(ネットカフェ等を	
	利用する住居喪失者の 1 日あたり推計	
	4,000人)を併記すべきである。	

4 計画の策定に当たってについて、「ホーム レスの一日も早い自立を目指すことを基 本目標とする」とあるが、ここで言う「自 立」とは就労自立のみならず、地域におけ る居住生活の安定を含んだ概念であるこ とを明記することが望ましい。 ご指摘の基本目標に掲げる「自立」とは、 就労自立のみならず、路上生活から脱却し、 地域社会で安定した生活を送るという概念 を含んでいます。

5 全国におけるホームレスの現状に、市民団体による夜間ホームレス人口調査に基づく都内全域の推計値2,300人、東京都の「住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査」に基づく都内全域の住居喪失者(ネットカフェ等利用)の推計値4,000人を記載すべきである。

全国におけるホームレスの現状については、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第14条に基づいて実施される調査の結果を記載しております。

なお、P29 に「住居喪失不安定就労者は東京 都全体で一日あたり約3,000人と推計」と 記載しています。

6 東京都におけるホームレスの現状について、市民団体による夜間ホームレス人口調査に基づく都内全域の推計値2,300人、東京都の「住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査」に基づく都内全域の住居喪失者(ネットカフェ等利用)の推計値4,000人、さらにそれらの数値と東京都の概数調査との関係を明記すべきである。

本文に記載しているホームレス概数調査の 結果は、一人一人のホームレスが路上生活 から脱却できるよう支援するための施策の 効果を継続的に把握することを目的とし、 経年変化を見ているものです。

なお、P29 に「住居喪失不安定就労者は東京 都全体で一日あたり約3,000人と推計」と 記載しています。

東京都におけるホームレスの現状について、概数調査値が、ある一時点でのホームレス数(瞬間値)を示す値であり、年間ではその数倍~10倍程度の人口が野宿状態またはその直前の状態を経験していることを明記することが望ましい。

7

本文に記載しているホームレス概数調査の 結果は、一人一人のホームレスが路上生活 から脱却できるよう支援するための施策の 効果を継続的に把握することを目的とし、 経年変化を見ているものです。

なお、平成6年度(7年2月)から毎年、道路・ 公園・河川敷・駅舎等のホームレスの概数 調査を年2回行っています。国管理河川を 含む現在の方式で調査を開始した平成14年 度以降、冬期調査では、平成16年2月の 6,539人をピークに減少傾向にあり、平成 30年1月の調査では1,242人で、調査開始 以来最も少なくなっています。 8 素案 P3 では、東京都におけるホームレスの概数について、「平成 30 年 1 月の調査では 1,242 人で、調査開始以来最も少なくなっています。」とあるが、これまで多くの識者や支援関係者が指摘してきた通り、昼間の目視調査を中心とする現在の手法では正確な人数を把握することはできない。同一の手法の調査を継続して、経年変化を把握することは重要だが、現行の調査手法の限界を補うため、独自の調査を実施している民間団体の協力を得て、深夜の調査も実施すべきだと考える。

概数調査は、ホームレスが路上生活から脱 却できるよう支援するための施策の効果を 継続的に把握することを目的とし、経年変 化を見ているものです。

ご指摘の夜間の時間帯について、昼間の概数調査結果に比べホームレス数が多い傾向にあることについては、巡回相談を通じて把握しています。

今後もホームレス一人一人が路上生活から 脱却し、地域生活に移行することを目的と し、夜間にのみ現れるホームレスに対して も、巡回相談によるアウトリーチを実施す るなど、路上生活からの脱却を図れるよう、 支援に取り組んでいきます。(P28 参照)

ホームレスの概数調査1,242人、新宿区は124人となっているが、昼の目視調査の結果で概数を把握しているのだろうが、実際とは大きく異なっている。東京都は深夜の調査を行って現状を正確に把握すべき。

9

10 ホームレスの方の数について明記があったが、この数は路上生活者の数であり、ホームレスには安定した住居がない方でホテルやネットカフェ、居候等も含まれるのではないか。

概数調査は、ホームレスの自立の支援等に 関する特別措置法第 2 条に規定されている ホームレスの定義「都市公園、河川、道路、 駅舎その他の施設を故なく起居の場所と し、日常生活を営んでいる者」に当てはま る者の数です。また、国の基本方針の中で は、定まった住居を喪失し、終夜営業店舗 等に寝泊まりするなど、不安定な居住環境 にある者について、ホームレスとなること を余儀なくされるおそれのある者としてい ます。ホームレスとなることを余儀なくさ れるおそれのある者への対応については、 P28 から P30 までに記載しています。 11 場所によっては夜になるとやたらと浮浪者が増える場所がある。本当に浮浪者をなくすためには、役所としても夜の浮浪者の状況をしっかり把握し、適切な対策を講じてください。

夜間の時間帯において、ホームレス数が多い傾向にあることについては、巡回相談を 通じて把握しております。

夜間の巡回相談は、ホームレスが多く集まる地域や住民等から依頼のあった地点等を 重点として、地域の実情に応じて効果的に 行っています。

12 「ア 年齢」~「シ 家族関係」までの全項 を通じ、路上生活が長期にわたる高齢層 と、路上とネットカフェ等を行き来する若 年層に分けて集計を行い、それぞれの傾向 を分析する必要がある。

本文中 P16 からの「具体的な対策の推進」において、高齢者や路上生活期間が長いホームレスの割合が増加していることや、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への対応についての現状と課題について記載しています。(P17、P29 参照)

13 「ウ 収入のある仕事の有無」~「シ 家族 関係」までの項は、データの羅列に留まり、 そのデータが何を意味するかの分析への 言及がない。分析を追記し、これを以て今 後の具体策の根拠を示すべきである。

本文中 P16 からの「具体的な対策の推進」 において、具体的な取組の前提となる「現 状と課題」について記載しています。

14 素案 P5~9では、ホームレスの生活実態について、高齢化と路上生活の長期化が進んでいること、健康状態が悪いと回答した人が3割を超えること、これまで生活保護を受けたことのある人が3人に1人の割合でいること、今後の生活について「今のままでいい」という回答が4割を超え、以前より増加していること等が指摘されている。これらの現状は、就労支援中心のこれまでの対策の限界と施設保護中心の生活保護の運用の問題が放置されてきた結果であると考える。データを示すだけでなく、なぜこのような現状が生じているのかという点に関する分析を追加することが

必要。

ホームレスが路上生活に至った要因は、多様です。よって、相談者の抱える問題・状況を十分に把握したうえで、利用できる施策を示し、本人の意思を尊重しながら最も適切な選択を行い、支援を実施しております。

なお、都内のホームレスの現状を踏まえ、 路上生活が長期化し、高齢化したため、就 労を基軸とした従来の自立支援システムに よる自立が困難なホームレスが地域生活へ 移行できるよう支援する支援付地域生活移 行事業を平成29年度からモデル事業として 試験的に開始し、平成31年度から23区全 域で実施する予定です。(P13、P19参照) 15 健康状態と悪いと回答したホームレスは3 割で、今後の生活について今のままでいい という回答が4割となっている。また、こ れまで生活保護や施設保護を利用してき たことも話され、これらをまた利用するこ とを考えていないと返事をされる。 なぜ、このようなことになっているのか分 析すべき。

ご指摘のような現状も踏まえ、平成31年度から支援付地域生活移行事業を23区全域で実施していきます。(P18 参照)

16 「ケ 福祉制度の周知・利用状況」において、自立支援センターを知っている者が78.4%であるのに対し、利用したことがある者が10.9%となっており、自立支援システムの支援が路上ホームレスの人に行き届いていない実態が明らかとなっているが、後の章で示される今後の具体策では、自立支援センターを核としたシステムの運用を対策の主軸に位置づけているように見受けられる。この点について説明を加えられたい。

ご指摘の点について、ホームレスに対しては、巡回相談、自立相談支援機関等を通じて相談者の抱える問題・状況を十分に把握したうえで、利用できる施策を示し、本人の意思を尊重しながら、最も適切な選択を行い、支援を実施しております。

今後も粘り強く巡回相談を実施し、自立支援センターを核とした自立支援システムにより、ホームレス一人一人が路上生活から脱却できるよう、支援を行っていきます。

17 路上生活に至った理由についてわかっているならば、ホームレスに至る手前で食い止めることがある程度可能なのではないか。「自立にむけた今後の展望」が「今のままでいい」という理由や、「求職活動」について「求職活動をする予定はない」理由まで、丁寧に調査・公表してほしい。

ホームレスとなることを余儀なくされるお それのある者への対応については、P28 から P30 までに記載しています。

「今のままでいい」、「求職活動をする予定 はない」という回答の理由に関する全国調 査の結果は、厚生労働省ホームページで公 表されています。

18 路上生活に至った理由の調査について、出 所後や、障害がある場合について想定でき るが、その場合は、その他に含まれるか。

ホームレスの実態に関する全国調査(生活 実態調査)の調査票に基づいた調査結果と なるため、具体的に記載している事項以外 の理由については、その他に含まれます。 19 駅等、人が集まるところ、生活に困ってい そうな方たちが集まる場所に生活保護の 周知の広告をおき、生活保護制度を周知す べき。巡回相談員に会ったことがない方が 2割近くおり、路上生活に至った理由の根 本に、生活保護制度が周知されていないこ とがあるのではないか。

ホームレスの実態に関する全国調査(生活 実態)(平成28年10月)の結果によると、 生活保護を受けたことがないと回答した者 の利用したことがない理由について、生活 保護制度を知らないと回答した者は3.3% となっています。調査結果の詳細は厚生労 働省ホームページで公表されています。 今後も巡回相談等において、路上生活を脱 却するための施策の周知に努めてまいりま

す。

20 現在では、非正規雇用者が増え、仕事の契 約期間も細切れになっており、友人宅を 転々としたり、ネットカフェで生活してい たりする人も多くいる。このような人達も 広義の意味でホームレスではないのか。 国の基本方針の中では、定まった住居を喪失し、終夜営業店舗等に寝泊まりするなど、不安定な居住環境にある者について、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としています。ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への対応については、P28 から P30 までに記載しています。

21 国の基本方針では、当方針に掲げた「各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で実施する施策」を計画に記載するものとあり、つまり国の方針内で必要な施策と、東京都が独自に実施する施策とをそれぞれ盛り込むとされている。しかし、本計画案では上記の下線部分が抜けた形で文章が引用され、「『当該取組方針のうち地方公共団体が独自で実施する施策』を計画に記載する」という意味の狭小化された誤解を生む記述がなされているため、修正が必要である。

本計画では、国の基本方針で記載されている意味を踏まえ、地方公共団体において実施する必要がある施策に加え、都において実施される独自の施策も盛り込んだものとなっております。

22 東京都政の具体的な政策展開を総括した 都の基本計画である「実行プラン (2016 年策定)」に掲げられている、2024年度末 までに自立の意思を持つ全てのホームレ スを地域生活へ移行するという目標を、本 計画案の基本目標の中に位置づけるべき である。

本計画では、都内ホームレス一人一人の一日も早い自立と、ホームレスとなることを 余儀なくされるおそれのある者が、ホーム レスになることなく安定した生活を営める ことを目指しています。

なお、ご指摘の実行プランにおける目標については、P19 の支援付地域生活移行事業のコラムにおいて記載しています。

23 基本目標において、「ホームレスの一日も早い自立… (中略) …を目指します」とあるが、ここで言う「自立」とは就労自立のみならず、地域における居住生活の安定を含んだ概念であることを明記することが望ましい。

ご指摘の基本目標に掲げる「自立」とは、 就労自立のみならず、路上生活から脱却し、 地域社会で安定した生活をおくるという概 念を含んでいます。

24 具体的な対策が具体性に欠けていると思う。事業規模は不明、「周知啓蒙に努める」とか、「効果的な支援方法を検討」とか、 文章も全体的に曖昧。数値目標もなく、会 議で決められた上澄みのようだ。現場の声 を会議室で聞いてもっと煮詰められたら、 より効果的な支援につながるのではない か。 当計画は、自立支援システム等の事業成果 と国が基本方針で示した事項等を踏まえ、 今後の都のホームレス対策の方向性を示す ものです。

具体的な対策については、本文中 P16 からの「具体的な施策の推進」に記載しています。

当計画の取りまとめに当たっては、学識経験者、社会福祉法人及び就労支援団体等の民間団体、関係行政機関で構成する検討会議を設置し、意見を聞いています。

自立支援システムの評価として「自立支援 事業の利用者の48.5%が就労自立をしてお り…(中略)…成果を挙げています」とあ るが、事業の効果を評価するには、本事業 が対象とするホームレス人口全数のうち、 どれだけの人数(割合)に対応したのかと いう観点から評価する必要がある。

2 5

「自立支援システム」は、ホームレスの社 会復帰に向け、心身の健康回復と本人の能 力等の総合的な評価を行ったうえで就労自 立を目指す一連の施策のことです。

その成果指標として、平成29年度末までの 自立支援事業の退所者累計に対する就労自 立者数の割合を記載しています。

2 6	前回計画 (3 次) P23 に示されていた、自	自立支援システム全体像を示す図を追記し
	立支援システムの全体像を示す図を掲載	ました。(P20 参照)
	し、さらに各対策がその全体像の中のどこ	
	に対応するのかを示してほしい。	
2 7	解雇や倒産した会社から失った方々がい	自立支援センターでは、宿泊、食事等の提
	きなり、就労支援をするのはよくない。ま	供や、健康診断や健康相談等により必要に
	ず、体調管理やホームレスを支援してくれ	応じて健康回復の支援を行い、生活、法律
	る団体に協力を得ながら、泊まるとこを確	その他の専門相談を通じて利用者への総合
	保し、メンタルヘルスの支援を行っていた	的支援を行います。利用者の意欲、能力、
	だきたい。	希望等の把握及び評価 (就労アセスメント)
		を行った上で、ハローワークや民間団体と
		連携して職業相談や職業紹介を行い、就職
		準備や就職、仕事の継続を支援しています。
		(P18 参照)
2 8	都庁周辺には、ホームレスが多く、目立ち	東京都は新宿区を含む特別区と共同で自立
	ますが、なぜ一時保護や支援してくれる団	支援システムを運営しています。自立支援
	体に協力しないのか。	センターでは、宿泊、食事等の提供や、健
	新宿区役所と連携を行いながら、体調管	康診断や健康相談等により必要に応じて健
	理、メンタルヘルス等の健康管理、就労支	康回復の支援を行い、生活、法律その他の
	援、住宅支援、経済支援等の計画を立て、	専門相談を通じて利用者への総合的支援を
	無理なく本人の気持ちに沿って支援をし	行います。利用者の意欲、能力、希望等の
	てほしい。	把握及び評価(就労アセスメント)を行っ
		た上で、ハローワークや民間団体と連携し
		て職業相談や職業紹介を行い、就職準備や
		就職、仕事の継続を支援しています。(P18
		参照)
2 9	ホームレスは非常に不衛生な方が多いた	自立支援センターでは、宿泊、食事等の提
	め、身体と歯の衛生の機会を提供して欲し	供や、健康診断や健康相談等により必要に
	lv.	応じて健康回復の支援を行い、生活、法律
		その他の専門相談を通じて利用者への総合
		的支援を行います。(P18 参照)
	•	

30 素案 P13 では、平成 29 年度から「支援付地域生活移行支援事業」が試験実施されたことが述べられ、素案 P19 では同事業がコラムで紹介されている。同事業は「既存の自立支援システムでは対応が難しい、路上生活が長期化し、高齢化したホームレスに対する取り組み」として位置づけられており、前述のホームレスの生活実態を踏まえると、今後のホームレス対策の中軸となるべき事業だと考えられる。それにもかかわらず、計画本文ではなくコラムという形で言及されているのは不可解であり、本文中に位置づけるべき。

支援付地域生活移行事業については、計画 本文のP13及びP18に位置づけています。 さらに、コラムにおいて他の事業よりも詳 しく事業内容を記載しております。(P19 参照)

31 素案 P19 のコラムでは、支援付地域生活移行事業について「平成 36 年度末 (2024 年度末) までに自立の意思を持つすべてのホームレスが地域移行へ移行するという目標のもと実施していく」とある。目標を達成するためには、毎年数百人を支援できる規模が必要になるが、計画には今後の事業規模についての言及がない。同事業によって地域生活に移行できる人の数値目標を年度ごとに設定し、計画に明記すべき。

平成36年度末(2024年度末)までに自立の 意思を持つ全てのホームレスが地域生活へ 移行するという目標のもと、ホームレスの 状況により自立支援センター事業(定員:5 センター353人、自立支援住宅110人、支援 期間:最長6か月)、支援付地域生活移行事 業(定員:40人、支援期間:最長6か月)、 自立相談支援機関における支援、生活保護、 その他の福祉施策により支援を実施してい きます。

|※定員数は、平成 31 年 4 月 1 日現在

32 本計画案では、コラム内の支援付地域生活 移行事業のみが、都政の全体方針を示す実 行プランに掲げられた「2024 年度末まで に自立の意思を持つ全てホームレスが地 域生活へ移行する」という目標に対応する ものとして言及されているが、実行プラン の 2024 年目標はより計画案全体を包括す る目標として位置づけ直される必要があ る。

本計画では、都内ホームレス一人一人の一日も早い自立と、ホームレスとなることを 余儀なくされるおそれのある者が、ホーム レスになることなく安定した生活を営める ことを目指しています。

なお、本計画に記載している自立支援セン ター事業や巡回相談事業についても実行プ ランの関連事業に位置づけられています。 33 モデル事業(支援付地域生活移行事業)について、支援員にはどの様な職種の方々がどのような関わりをもち信頼関係を築かれたのか具体的に示してほしい。とても参考になる。ひとりひとりにとって安全、安心感を持てる場所の提供と必要かつ適切な対応を求められる信頼関係を得られることは路上生活から地域生活へ移行するために一番大切な条件と考えられている。オリンピックのために排除するのではなく、個人の人間として尊重し、この事業計画で実施するのだから、今年度何名ほどの対応を可能とするのか。

具体的な機関、方法を検討し決定の提示を 求める。 個別の事例についての紹介は差し控えますが、これまでの巡回相談で築いた関係に基づき、対象のホームレスに対して、支援員がアウトリーチによる重点的な相談を行い、関係構築を行います。また、必要に応じて支援員に医療職が同行して、相談を行っています。支援付地域生活移行事業については、住宅の確保調整が東京都の役割、運営については、特別区の役割となっており、社会福祉法人等に委託して実施します。支援付地域生活移行事業は、定員40人(平成31年4月1日現在)、支援期間は最長6か月となっています。

34 支援付地域生活移行事業の本格実施に当たっては、アメリカ、カナダ、フランス、フィンランド等で実施されているハウジングファースト型事業で蓄積された知見を踏まえることを求める。また、排除とセットに事業を実施しないこと、徹底した情報公開を行うこと、民間でハウジングファースト型の支援事業を実施している団体との定期的な意見交換の場を設置することを求める。

支援付地域生活移行事業は、平成29年度に 試験的に実施しました。平成31年度からは、 試験期間の検証を踏まえ、本格実施してい きます。

ホームレスに対しては、巡回相談等を通じて、相談者の抱える問題・状況を十分に把握したうえで、利用できる施策を示し、本人の意思を尊重しながら最も適切な選択を行い、支援を実施しております。今後もホームレス一人が路上生活から脱却できるよう、引き続き支援を行っていきます。なお、ホームレスが公共施設を起居の場所としていることにより、その適正な利用が妨げられている場合、都は公共施設の管理者ともに、福祉部局等の関係機関と一層緊密な連携を図った上で、ホームレスの人権に配慮し、法令等の規定に従って必要な措置を講じています。

- 35 ホームレスの自立支援のためには、ハウジングファーストを推し進めるべきである。そうすることで、パターナリズムから抜け出せない日本の社会福祉や精神医療の在り方に変革し、路上生活経験者等不安定な環境で暮らさざるを得ない人々の尊厳、自由を確保することが、日本国憲13条(個人の尊重)、25条(生存権)の観点から強く求められていると考える。
- 36 ハウジングファースト施策を推進していただきたい。
- 37 排除ではなくハウジングファーストを。
- 38 日本は、世帯数より住宅の戸数が多く空き 家や空室問題も明るみになっているにも 関わらず、何故、ホームレスに家を提供し ないのか疑問だ。
- 39 ホームレスの方々の支援については、なに よりも先に居宅を提供して欲しい。身の安 全が確保されていることを実感できると 思う。
- 40 私は「支援付地域生活移行事業」の実施継続と更なる拡充を求める。対象者を高齢者のみでなく、就労を基軸とした従来の自立支援システムによる自立が困難な全ての対象者に拡大する必要があると思う。
- 41 ホームレス自立支援に一番大切なのは、「ハウジング・ファースト」の考え方である。まずは住むところを。基盤がなければ自立も再生もありえない。東京都は、新しい都営住宅を建てる、もしくは今、問題になっている空き家を借り上げて、無料か、都営住宅より安く貸して、ホームレス支援の第一歩にすべき。また、ホームレスになりそうな人たちのためにも、今現在ある都

自立支援センターでは、宿泊、食事等の提供や、健康診断や健康相談等により必要に応じて健康回復の支援を行い、生活、法律その他の専門相談を通じて利用者への総合的支援を行います。

また、路上生活が長期化、高齢化したホームレスに対しては、「支援付地域生活移行事業」により重点的な巡回相談を行うとともに借り上げアパートの一時的な住まいにおいて地域生活へ移行するために必要な各種の支援を行うことにより路上生活からの脱却を支援します。(P18 参照)

支援付地域生活移行事業については平成 29 年度からモデル事業として試験的に開始 し、平成 31 年度から 23 区全域で実施して いきます。(P19 参照)

自立支援センターでは、宿泊、食事等の提供や、健康診断や健康相談等により必要に応じて健康回復の支援を行い、生活、法律その他の専門相談を通じて利用者への総合的支援を行います。(P18 参照)

また、都では、自立支援センターを退所する者向けに都営住宅の特別割当を実施しており、引き続き実施していきます。(P23 参照)

営住宅入居の条件を変えて独居の人も入りやすくしてほしいと考える。

家を無料で、その後自立して仕事を始めたら都営住宅へ。安心がなければ、雨風をしのげて住所がなければ、仕事探しもできない。東京都が文化的で最低限の生活を都民にあげられなくて、オリンピックの成功などあるはずがない。

安定した居住場所の確保については、P23 及びP24に記載しております。

42 支援の質の詳細を公表すべき。支援内容については、国や、制度や状況が異なるので、比べることはできないと思うものの、住居支援、人との関係づくりの支援等も尊厳ある生活には、重要であると考える。難しいとは思うが、支援について、現状を知ることができたり、より一層手厚くなったりすればいいと思う。

自立支援センター事業や支援付地域生活移 行事業では、利用者の健康状態、利用者の 置かれた環境や意向に応じて、適切な支援 を実施しています。

43 自立の意思を持つホームレスだけでなく 全てのホームレスに、まずは安定した住ま いを公共機関が提供し、最低限の「自分の 居場所」を確保した上で自立支援を行うべ きと考える。そして、ネットカフェ難民な ど隠れホームレスにも住宅を提供し、若者 や中年熟年層への労働意欲を向上させて 欲しい。

自立支援センターでは、宿泊、食事等の提供や、健康診断や健康相談等により必要に応じて健康回復の支援を行い、生活、法律その他の専門相談を通じて利用者への総合的支援を行います。

また、路上生活が長期化、高齢化したホームレスに対しては、「支援付地域生活移行事業」により重点的な巡回相談を行うとともに借り上げアパートの一時的な住まいにおいて地域生活へ移行するために必要な各種の支援を行うことにより路上生活からの脱却を支援します。(P18 参照)

定まった住居を喪失し、終夜営業店舗等に 寝泊まりするなど、不安定な居住環境にあ るホームレスとなることを余儀なくされる おそれのある者への対応については、P28 から P30 までに記載しています。

4 4	ホームレスの方々の支援については、なに	自立支援センターでは、宿泊、食事等の提
	よりも先に居宅を提供して欲しい。身の安	供や、健康診断や健康相談等により必要に
	全が確保されていることを実感できると	応じて健康回復の支援を行い、生活、法律
	思う。	その他の専門相談を通じて利用者への総合
		的支援を行います。
		また、路上生活が長期化、高齢化したホー
		ムレスに対しては、「支援付地域生活移行事
		業」により重点的な巡回相談を行うととも
		に借り上げアパートの一時的な住まいにお
		いて地域生活へ移行するために必要な各種
		の支援を行うことにより路上生活からの脱
		却を支援します。(P18 参照)
4 5	高齢者のホームレス化について、セルフネ	高齢化したホームレスに対しては、「支援付
	グレクトの解消という支援を丁寧に研	地域生活移行事業」により重点的な巡回相
	究・公表してほしい。	談を行うとともに一時的な住まいにおいて
		地域生活へ移行するために必要な各種の支
		援を行うことにより路上生活からの脱却を

支援します。(P18 参照)

素案 P16 では、自立支援センターの若年の 利用者の中に「就労経験の乏しい者や、不 安定な就労を繰り返す者もおり、途中退所 や安定した就労に結びつかない事例」があ ることが記述されている。素案 P18 では、 こうした事例の増加に対して「効果的なア セスメントや支援方法を検討し、実施して いきます」とあるが、具体策は盛り込まれ ていない。また、素案 P24 でも、ホームレ スの中に「健康状態が悪化している者が多 く、その中にアルコール依存症や精神に 疾患を有する者等も含まれています」との 記述がある。これらの記述から、年齢にか かわらず、ホームレスの中に様々な疾患や 障害を抱えている人が多いことが伺える。 ホームレスの健康状態を踏まえた適切な 支援を実施するため、精神医療の専門家や 民間支援団体の関係者も交えた大規模な 調査研究を実施することを求める。

4 6

自立支援センターでは、利用者の意欲、能力、希望等の把握及び評価(就労アセスメント)を行った上で、ハローワークや民間団体と連携して職業相談や職業紹介を行い、就職準備や就職、仕事の継続を支援します。(P18 参照)

また、平成27年度より、都区共同事業の巡回相談に看護師も同行し、健康面からの相談にも応じている旨を記載しております。 (P25 参照)

47 いきなりの就労ではなく、適正評価、スキルアップ等の支援も重要。東京都には、東京しごとセンター、東京都発達障害支援センター、東京チャレンジネットなど先駆的な施設が多数あるが、利用相談、支援等を行う窓口が必要であり、民間機関と有機的に連携していることが大切。ゆるく連携できる相互理解の場が必要。

区市町村の自立相談支援機関等において、 ホームレス及びホームレスとなることを余 儀なくされるおそれのある者に対しては、 本人の状況に応じて生活保護等や自立支援 システム利用の相談のみならず、法テラス や生活困窮者家計改善支援事業を実施する 機関等を紹介するとともに、必要に応じ応 急援護も実施していきます。(P27 参照) また、自立支援センターでは、宿泊、食事 等の提供や、健康診断や健康相談等により 必要に応じて健康回復の支援を行い、生活、 法律その他の専門相談を通じて利用者への 総合的支援を行います。利用者の意欲、能 力、希望等の把握及び評価(就労アセスメ ント)を行った上で、ハローワークや民間 団体と連携して職業相談や職業紹介を行 い、就職準備や就職、仕事の継続を支援し ます。

素案 P22 に、「生活困窮者自立支援法施行規則に定める住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、必要に応じて一時生活支援事業による支援を提供しつつ、誠実かつ熱心に就職活動を行うこと又は就労支援を受けることを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行います。また、路上生活に陥ることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努めます(都、区市)」とあるが、何を以て「誠実かつ熱心に就職活動を行うこと又は就労支援を受けること」を判断するのか。

「誠実かつ熱心に就職活動を行うこと又は 就労支援を受けること」については、国が 定める要件に基づき、実施主体である区市 等が判断します。具体的な要件としては、 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の 支援を受けているか、月2回以上、公共職 業安定所で職業相談等を受けているか等が あります。 49 経済的自立には、仕事の前提に住居が必要だ。今後、身元引受人が不在の方でも、安心して居住できるような支援が必要になってくると思うが、現在の家賃保証会社の審査の基準でできるのか非常に疑問である。

自立支援センター利用者が賃貸住宅等の契約をする際に保証人を求められた場合、保証会社を利用することが一般的ですが、緊急連絡人の登録を求められることがあります。緊急連絡先を求められる場合は、自立支援センターに配置されている相談員等と連携して、緊急連絡先を確保できるようにします。(P24 参照)

50 健康チェックをできる地域医療チームがあればいいと思う。他に、予防接種等を駅等で格安又は無料で誰もができれば、交通機関を通じた感染症の予防になり、「ホームレスを対象としている」という負い目のようなものを感じずに接種できると思う。

平成27年度より、都区共同事業の巡回相談に看護師も同行し、健康面からの相談にも 応じています。

また、保健所等においては、自立相談支援機関、地域の福祉事務所、社会福祉法人、 NPOとも連携して、健康診断や健康相談 等を実施し、個々のニーズに応じた情報や 保健・医療サービスを提供していきます。 (P25 参照)

51 素案 P28 では、「ホームレスとなることを 余儀なくされるおそれのある者への対応」 として、「TOKYO チャレンジネット」事業 が紹介されているが、同事業の成果に関す る記述がほとんどない。同事業によって 安定した居宅を確保できた人の人数等、同 事業の成果とその評価を記述してほしい。

TOKYO チャレンジネットの成果とその評価 については施策評価書の P26 に記載してお ります。

52 素案 P28 では、「住居喪失不安定就労者の 実態に関する調査」の結果が示されている が、その調査結果を 踏まえた今後の取り 組み方針については、「支援内容の見直し や関係機関との連携強化」といった抽象的 な表現にとどまっている。ネットカフェ等 で居住する住居喪失者に対しては、都が率 先して安定した住まいを確保できるため の居住支援を強化する必要があると考え る。

居住支援については TOKYO チャレンジネットでの支援や住居確保給付金の支給等について記載しております。(P23、P28 から P30 参照)

53 貧困に至るには、その背景や関連の困難がある。親やパートナーのDV、身体的、精神的な病気。もちろん、その根底には、性的な少数者であること、LGBTであることが複雑に関連している。そうした生きづらさに理解のある支援が求められる。

巡回相談や、区市町村の自立相談支援機関等では、相談者の抱える問題・状況を十分に把握したうえで、利用できる施策を示し、本人の意思を尊重しながら最も適切な選択を行い、支援を実施しています。

5 4 素案 P32 では、生活保護の適用に関して 「直ちにアパート等の居宅生活をすることが困難な場合が多いという現状があります」と記述されているが、保護施設や宿泊所がほとんどない一部の地方都市では、ホームレスに対して保護開始時からアパート設定がなされていることを踏まえると、主たる問題は一方的に「困難」とレッテルを貼っている都内の区市福祉事務所のマインドセットにあると考える。根拠なく、「困難な場合が多い」とする記述は

削除してほしい。

ご指摘の箇所はより正確を期した表現とするため、修正しました。

(P33 参照)

55 素案 P33 では、宿泊所の「取組内容には事業者において大きな差が見られます」とあるが、一部の宿泊所において東京都が2016年に定めた「宿泊所設置運営指導指針」が守られていない現状がある。宿泊所の居住環境や契約内容、サービス内容に関する指導を強化する旨を盛り込んでほしい。

社会福祉法の改正により無料低額宿泊所の 規制強化が図られることとなっており、都 は平成31年度中に無料低額宿泊所の設備及 び運営に関する最低基準を条例で定めるこ ととしております。(P34、P35 参照) 56 宿泊所の入所期間について、素案 P34 では 「1年以上の利用者が 50.3%」いるとの調 査結果が示されている。ホームレス状態から生活保護を申請して居宅に移るまでの 期間については、区市によって対応のばら つきがあることが知られている。都内の区 市において、ホームレス状態からの生活保 護の申請件数、決定件数と、そのうち居宅 生活に移行できた人の人数、移行までの平 均日数を調査した上で、特に居宅移行に消 極的な区市において、「本人の意思を確認 しながら、援助方針を検討」(素案 P32) しているのかどうか、確認をしてほしい。

宿泊所や簡易宿所で保護を適用している世帯についても、一般居宅への移行や自立が可能かどうかの視点をもって、本人の意思を確認しながら、援助方針を検討していく旨を記載しております。(P33 参照)

57 「○山谷地域は一般住宅や小売店などの中に簡易宿所が混在していることから、日雇労働者と地域住民が生活圏を共有していますが、路上生活、徘徊等の地域事情から、公園、道路の整備や街路清掃、散水等の環境整備が必要です。」

「○山谷地域を誰もが住みやすいまちにするため、地元区が行う山谷地域の公園、 道路等の清掃に対し経費を補助するとと もに、町会や商店街、地域の団体等と連携 して、地域の意向を踏まえつつ、地域の生 活環境の整備に努めます。」

以上など、山谷地区に特化した偏見を助長しかねない表現は不適切であると考える。

山谷地域は一般住宅や小売店などの中に簡 易宿所が混在していることから、日雇労働 者と地域住民が生活圏を共有しています。 そのため、日雇労働者及び地域住民の誰も が住みやすいまちにするための対策が必要 です。

ご指摘の点に関しては、現状と課題及びその課題に対する取組を記載しており、偏見を助長する意図はございません。

58 ホームレスという肩書にスティグマが生 じないように、支援する側並びに社会に向 けた具体的な啓蒙の努力をすることにも 目配りが必要だ。

ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について一般都民の理解を促進するため、広報・啓発活動を行っています。 (P38 参照)

59 素案 P37 において、ホームレスに対する偏見や差別をなくすための教育や広報・啓発を推進していくことが書かれているのは評価できますが、これまでの実践例は必ずしも多くはない。今後、どのように実践例を増やしていくのか、具体的に記述してほしい。

ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について一般都民の理解を促進するために「みんなの人権」、「広報東京都」等の冊子や広報誌において様々な人権課題の一つとしてホームレスに対する人権の問題をとりあげています。

また、学校教育においては、人権教育の実践的な手引きである「人権教育プログラム」に、「東京 23 区の路上生活者(ホームレス)の現状」に関わる資料や「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(抜粋)」とともに、実践・指導事例を掲載しております。(P38 参照)

60 素案 P38 では、「相談時やホームレスの入所施設」における人権尊重が述べられているが、区市の福祉事務所窓口における「水際作戦」や職員による暴言、宿泊所等における職員の差別的言動は依然として散見される。ホームレスの当事者や支援者がこれらの人権侵害行為に直面した際に通報できる専用の窓口を都に設置してほしい。

相談等を通じてホームレスに対する人権侵害の事案を認知した場合には、人権擁護機関等と連携・協力して適切な解決を図っていきます。(P38 参照)

61 素案 P39 の「地域における生活環境の改善」では、「公共施設の適正な利用が妨げられることのないよう対策が必要」とありますが、近年、ホームレス自立支援法第11 条に定められた「ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携」が一切ないまま、ホームレスが公園等から排除される事案が散見されます。来年開催される東京オリンピック・パラリンピックを口実とした排除を行なわないことを強く求める。

ホームレスに対しては、巡回相談、自立相 談支援機関等を通じて相談者の抱える問題・状況を十分に把握したうえで、利用で きる施策を示し、本人の意思を尊重しなが ら最も適切な選択を行い、支援を実施して おります。今後もホームレス一人一人が路 上生活から脱却できるよう、引き続き支援 を行っていきます。

なお、ホームレスが公共施設を起居の場所 としていることにより、その適正な利用が 62 東京五輪の表面的見栄えのためのホーム レス排除になってしまわないように、ホームレス問題を安易に個人責任と捉えず、国 策失敗の結果として、貧富の格差拡大とい う構造的問題と認識し、現場で先進的活動 を続けてきた民間団体と協力しながら、真 のホームレス自立支援施策を進めていっ ていただきたい。住まう権利は生きる権利 の基盤となる。

妨げられている場合、都は公共施設の管理者とともに、福祉部局等の関係機関と一層緊密な連携を図った上で、ホームレスの人権に配慮し、法令等の規定に従って必要な措置を講じています。

- 63 本計画案の計画期間は2019年度から2023年度の5年間であるが、背景として当然言及されるべき、2020年東京オリンピック・パラリンピックによる路上の状況変化や野宿状態・不安定居住状態にある人々への影響が、今回の計画改定方針にまったく反映されていない。東京オリンピック・パラリンピックによる状況変化にどう対応するかの方針を、今回の計画改定の基本方針に明示すべきである。
- 64 本計画案の計画期間を鑑み、2020 年東京 オリンピック・パラリンピックに伴い予想 される野宿者・不安定居住者への影響につ いて、人権擁護の観点から追い出しなどの 危険に対する対応策や都の姿勢を、ぜひこ こに盛り込んでいただきたい。
- 65 公園、道路、河川とも管理経費の予算を減らしているのはどういうことか。特に公園は30年度予算が前年度の約半額にまで減っている。ここまで減らしてしまうと、警備の水準や人員が減り、有効な警備ができず、また以前のように町中にホームレスが戻ってきてしまうのではないかと危惧す

	る。オリンピックが終わったら不況になる	
	と言われており、ホームレスも増加しそう	
	だ。地域の治安悪化を防止するためにも、	
	公共施設の管理も充実してもらいたい。来	
	年はオリンピックもあり、外人も含めて観	
	光客がたくさんやってくる。東京の恥を世	
	界中にさらすことのないよう、ホームレス	
	が多い場所には重点的に予算を投入して	
	東京からホームレスがいなくなるよう、着	
	実な取組をお願いする。	
6 6	実施計画では「地域における安全の確保」	
	も目指しているようだが、本当の意味での	
	安全確保を目指すのであれば、浮浪者を集	
	結させるような活動を規制し、住民とのト	
	ラブルの芽を潰すことも大事だと思う。	
6 7	公園、道路、河川など公共施設の占拠を認	
	めていいものではない。計画案にも書かれ	
	ている通り、法令に従い必要な措置を講じ	
	てください。	
6 8	近くの住人の方からの通報により駆け付	関係機関や地域住民と緊密に連携して、ホ
	けた警察官により移動するよう指導され、	ームレスの人権に配慮しつつ、ホームレス
	寒くて大変だった話を聞いた。警察官は誰	個々の被害防止や要保護事案のほか、地域
	の命も守るものではないか。路上生活者の	住民に与える不安感の除去等、地域の安全
	方は何か犯罪にかかわっているわけもな	と平穏を守るための活動を推進していきま
	く、そこで横になっていただけだ。地域の	す。(P41 参照)
	人々の不安や偏見、差別、誤解もあるが、	
	行政は誰の命も大切にする誰の命も大切	
1	1	

にする具体的な計画書を提示すべき。

_	T	
6 9	素案 P40 では「地域住民に与える不安感の	都はホームレスの実態把握に努めるととも
	除去等」という言葉が二度出てきますが、	に、各種警察活動を通じ、地域住民の不安
	「不安感」の中にはホームレスへの偏見や	感の除去とホームレス自身の事件・事故を
	差別、誤解に基づくものも少なくないと推	防止するための活動を推進します。(P41
	察される。住民の「不安感」を前提とする	参照)
	のではなく、前述の広報・啓発も合わせた	また、ホームレスに対する偏見や差別をな
	アプローチを求める。	くし、ホームレスの置かれている状況や自
		立支援の必要性について一般都民の理解を
		促進するため、広報・啓発活動を行ってい
		ます。(P38 参照)
7 0	これまでに、あるいは、現在もホームレス	当計画の取りまとめに当たっては、学識経
	問題に献身的にかかわっている人の意見	験者、社会福祉法人及び就労支援団体等の
	を最大限に聞いて進めることを強く希望	民間団体、関係行政機関で構成する検討会
	する。	議を設置し、意見を聞いています。
7 1	真の意味でホームレスの人権を尊重し、地	都は、ホームレス対策について、 社会福祉
	域の中で自立した生活を送れるようにす	協議会、社会福祉士会、NPO、ボランテ
	るためにも、東京都は連携すべき団体や補	ィア団体等と定期的な情報交換や意見交換
	助すべき団体をよく見極めるべき。	を行っており、今後とも、こうした団体と
		の適切な連携のもとホームレス対策を進め
		ていきます。
7 2	ホームレス当事者との橋渡しを出来る支	当計画の取りまとめに当たっては、学識経
	接者との話し合いの場を持って欲しい。ま	 験者、社会福祉法人及び就労支援団体等の
	 た、「実施計画」作成メンバーに該当者を	 民間団体、関係行政機関で構成する検討会
	加えてほしい。	議を設置し、意見を聞いています。
		 なお、巡回相談や自立支援センターを運営
		 している社会福祉法人を通じて、当事者の
		状態や意向については、把握をしています。
7 3	本計画案を策定したプロセスを公開され	当計画の取りまとめに当たっては、学識経
	たい。具体的には①計画策定委員会の名	験者、社会福祉法人及び就労支援団体等の
	簿、②委員会の開催日時・回数・各回の議	民間団体、関係行政機関で構成する検討会
	題、を計画の参考資料に含めるか、東京都	議を設置し、意見を聞いています。
	福祉保健局の該当ウェブページにて公開	ご指摘の点を踏まえ、後日福祉保健局のホー
	していただきたい。	ームページに掲載いたします。